

次の質問に移ります。

児童生徒の安心安全について。

まず小1の壁。春に新聞社のデジタル配信記事で、小1の壁対策で朝預かり云々という見出しを見て、今回の気づきをいただきました。

小1の壁とは、朝7時に始まる保育から朝8時が始業の小学校への時間帯移行の対応に苦慮する共働きの家庭や母子・父子家庭の保護者が感じる壁を指します。難しい時代だななどの思いが、記事を読みながら感じました。

まずは小1の壁について、新居浜市の現況をお伺いいたします。

新居浜市内の保護者の方から、こういった小1の壁関連で悩まれている声は上がっているのでしょうか。学校の現場や低学年の保護者、PTAの場で、朝の出勤と小学校の登校時間のギャップに悩んでいるという声は聞いていませんか。

全国の自治体の中には、小1の壁対策に朝の時間帯の児童見守りを始められた事例が幾つもあります。

例えば、首都圏では品川区、豊島区、そして三鷹市や調布市で児童の朝預かりが自治体主導で実施されています。また、大阪府豊中市では昨年4月から市立小学校全校で、午前7時から校内での見守り預かり事業が始められています。

それぞれの自治体とも、朝の時間帯の児童の見守りや預かりについては教師ではなく、別の人、雇用形態はいろいろですが、支援員を雇って対応されているようです。

教師の働き方改革が大きく叫ばれていますので、当然教師のボランティアに期待するのは時代に逆行しているかと思います。

働き方改革を言うのであれば、保護者の勤め先企業に対応を考えてもらわねばと言える側面もあるかとは思いますが、中小企業や商店の場合はどうでしょうか。業種も関連して、なかなか答えが出ない問題かと思います。

保護者の働き方と児童の見守りの関係を考える場合、放課後の学童保育の利用まで含めて考えますと、児童が学校内で1日の大半を過ごすという事例も全国では見受けられ、子供が抱えるストレスについて思いを向けている自治体もありました。

新居浜市の現況と、もし対策が必要な事例が出た場合の考え方を御答弁ください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。長井教育長。

○教育長（長井俊朗）（登壇） 児童生徒の安心安全についてお答えいたします。

小1の壁についてでございます。

いわゆる小1の壁とされる課題の一つとして、児童の登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯の子供の居場所が課題となっていることが令和7年3月、こども家庭庁の調査報告書に挙げられております。

教育委員会におきましても、市内の小学校への聞き取り調査を実施いたしました。現在のところ、朝の保護者の出勤と登校時間のギャップによる朝の居場所を求める具体的な要望や意見はございませんでした。

今後におきましては、保護者からのニーズが高まった場合には、他自治体の先進的な取組事例を参考にしながら、学校や教育委員会のみならず、地域や関係機関とも連携し、子供たちの安心安全な居場所づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（田窪秀道） 大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） まずは、現在心配するケースは新居浜市にはないという認識とお聞きしました。

それならば、一安心ではありますが、家庭の状況は各学校、担任の先生もですが、よく把握はされていらっしゃると思いますが、極力寄り添っていただいて、こういった事例で事故なり、不安なことが起きないように対応を準備していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、自転車で通学する生徒と道路交通法。自転車を安全に利用するための基本的なルールである自転車安全利用五則が、令和4年11月1日に改正されました。

また、来年、令和8年4月からは自転車の交通違反に対して車や自動二輪と同様に反則金の納付を通告する、いわゆる青切符による取締りを行う方針を警察庁が固めたとの報道が、去る4月にありました。

現在、中学校での自転車交通安全指導はどのようにされているのでしょうか。

報道された自転車の交通違反反則金の案を見ますと、携帯電話を使用しながらのながら運転は1万2,000円、信号無視は6,000円、逆走や歩道通行などの通行区分違反は6,000円、一時停止違反は5,000円、無灯火は5,000円といった反則金の事例が並んでいます。

青切符による取締りを行う反則金制度の導入の背景には、交通事故全体の件数が減少傾向にある中、自転車の交通違反が重大な事故につながる事例が相次いでいることがあるそうです。

登下校を含め、毎日、自転車を使うことの多い中高生の皆さんへの注意喚起については、反則金が大変だからということではなく、自転車でうっかり交通違反をしてしまわないように、交通事故で被害者にも加害者にもならないよう、日頃の交通ルール遵守の指導が大切だと思います。

令和4年に改正された自転車安全利用五則とは、1、車道が原則、左側を通行。2、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。3、夜間はライトを点灯。4、飲酒運転は禁止。5、ヘルメットを着用の5つです。参考に配付しました内閣府作成の自転車交通安全講座リーフレット、資料1の1から1の6を御覧いただければ詳しく解説されております。

新居浜市は昭和の時代、自転車の町として名をはせました。今もその名残が幾つもあります。中学校への入学や高等学校への進学時に自転車を購入したり、買い換えたりする生徒が多いのもその名残かと思います。つまり、新居浜市の中高生のほぼ全員が自分専用の自転車を持っていると言っても過言ではございません。新居浜市内の中学校では、定期的に自転車点検の日を設けているくらいです。

そこでお尋ねするのですが、質問資料で配付いたしました自転車安全利用五則は、新居浜市内の中学生、高校生に周知されているのでしょうか。

例えば学校の授業なり行事に際して、自転車の交通安全講座等が持たれて、自転車安全利用五則について、生徒が知識として知り、自分自

身の安全確保のために実践するように心がけることを指導されているのでしょうか。

なぜこのようなことを問うかと申しますと、五則の４は論外としても、ほかの４項目、特に１の車道通行が原則で左側を通る。３の夜間はライトを点灯する、について十分認識されていないと思われる生徒をよく見かけます。

もちろん中高生ばかりでなく、守っていない大人も多く見受けられるのですが、その大人にしても、中学・高校時代に指導を十分に受けていればよかったのではと思い当たったりするのです。

それと気になるのが、通学路の道幅が狭いという点です。

新居浜市の都市計画道路でありながら、片側１車線の対向通行で、歩道がない区間がまだまだ市内各所にあります。そういう区間では、自分自身の安全のため、あえて右側通行を選ぶ自転車通学生がいたりします。しかし、自転車は右側通行していて交通事故を起こした場合、被害を受けた側であれ、加えた側であれ、責任の分担は大きくなります。生徒が自己判断する際に、道路交通法の原則が知識としてきちんと頭の中にあるかないかは、とても大切な点だと思います。

御答弁よろしくお願いします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。長井教育長。

○教育長（長井俊朗）（登壇） 自転車で通学する生徒と道路交通法についてお答えいたします。

中学校での自転車交通安全指導についてでございます。

本市では、年度当初に交通安全教育指導員及び交通安全協会の方を講師に迎え、中学校１年生を対象とした交通安全教室を開催し、安全な自転車の乗り方を指導しております。

また、全ての学年を対象に、自転車点検を年間数回行っており、交通安全の徹底に努めております。

中学生になりますと、市総体や練習試合等で自転車による校区外移動の機会も増えますことから、日常的な指導に加え、そういった行事の際には、部活動の顧問等が交通ルールの遵守や、安全な自転車の乗り方について、改めて指導を行っております。

自転車安全利用五則の中学生への周知につきましては、毎年４月に開催されます小・中学校交通安全担当者会において、各校にチラシを配付し、周知するとともに、自転車点検に併せて指導を実施しております。

私自身、愛媛県教育委員会に在籍していたときに、高校生の自転車による死亡事故が頻発したことを憂慮し、自らの命は自ら守るという交通安全意識の醸成を目指し、高校生が通学時に自転車に乗る際のヘルメット着用義務化に取り組んだ経験がございます。

その経験を踏まえ、将来にわたって、子供たちを交通事故の加害者や被害者にさせないためにも、義務教育段階における交通安全指導が大変重要であると認識しておりますことから、今後におきましても、児童生徒に向け、自転車安全利用五則の周知徹底と継続的な交通安全指導を行ってまいります。

○議長（田窪秀道） 大條雅久議員。

○２３番（大條雅久）（登壇） 教育長にあられては、御答弁にもありましたとおり、自転車での交通事

故、悲惨な事例が多いことを憂慮されて、ヘルメットの着用推進を努力されたことを聞いております。ぜひ、これは一度で終わることではないというのは衆目一致するところでありますので、絶えず、毎年繰り返し進めていくことかと思います。

そんな中で今、質問させていただいた交通ルールの強化、警察庁は質問に答えて、16歳からは反則金はしっかり取っていくという姿勢を示されています。刑事責任は、刑法上は14歳から、民事上の損害賠償は12歳から、幾ら小学生だから、中学生だからといっても逃れられない責任があります。被害者にも加害者にもならないための教育というのを心がけていただきたいのですが、同時に、質問の中で申し上げた自転車の右側通行なんです、原則左側であります、やむなく安全上、右側を走っても構わないという場所を、今の時点で警察と申合せができるなら、ぜひとも各学校から、もしくは教育委員会を通じて問合せをしていただきたい。合意ができるなら了解を取っていただきたい。来年の4月に実施といいましても、パブリックコメントを警察庁でも集めている期間であります。いかがでしょうか。

新居浜市は本当に狭い幹線が多いんです。危険だなと思いますが、それで、自己判断で右側を通って、もし対象になったら残念だと思いますし、対応は可能でしょうか。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。長井教育長。

○教育長（長井俊朗）（登壇） 大條議員の御質問にお答えいたします。

私は新居浜に参りまして、まだ日が浅うございますが、中学生、あるいは高校生も含めまして、自転車の運転の仕方については、現在のところ把握はできておりませんけども、今の御指摘のように、非常に危険な箇所が多いということでございますので、警察当局等と相談の上、そのような箇所を学校とも協議を重ねて、洗い出していく作業をしてまいりたいというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（田窪秀道） 大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

ぜひ警察の考え方、見解を確かめていただきたいと思いますし、調整して右側通行可ということでしたら、そういう箇所も生徒や市民に知らせる、そういうことができたかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

防災備蓄倉庫についてお伺いします。

このたび、市内の各小学校に防災備蓄倉庫が整備されました。今回整備された各小学校内の防災備蓄倉庫は、従来の給食調理室が学校給食センター方式への移行に伴い、学校内では給食の配膳機能のみでよくなったため、空いたスペースを有効利用して改修されたものと存じております。

そこでお尋ねいたしますが、防災備蓄倉庫の管理者はどなたになるのでしょうか。また、防災備蓄倉庫の鍵は、どこで誰が保管しているのでしょうか。

あわせて、各防災備蓄倉庫にはどのような物品、食品がどのくらいの量備蓄されているのでしょうか。各小学校の防災備蓄倉庫に収蔵されている防災備品や物品、食品は、誰の

ために備蓄されているのでしょうか。

もちろん、新居浜市民のため、大規模災害で被災された方々のためであることは言うまでもないのですが、市内各小学校に設置された実績から、各校区の住民のためとも、各小学校の生徒や教職員のためとも思われる市民がいても、おかしくないように思います。

なぜそう感じたのかは、防災備蓄倉庫の鍵を各小学校の校長先生と新居浜市の市民環境部危機管理課の2者でのみ保管すると以前お聞きしたからです。そこで、先ほどの質問となりました。

御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）（登壇） 大規模災害時の備蓄倉庫についてお答えいたします。

まず、防災備蓄倉庫の管理者につきましては、学校施設の一部となりますことから、施設の維持管理を担当する学校施設課が管理を行い、防災備蓄倉庫内の物資及び資機材につきましては危機管理課が管理することといたしております。

次に、防災備蓄倉庫の鍵の管理につきましては、危機管理課と各小学校のみが管理を行うこととしておりましたが、各地域から公民館への鍵の配置を求める声が寄せられたことを踏まえまして、令和7年5月の公民館長部会において、鍵の管理に関する依頼を行い、現在は各公民館への鍵の配置に向けて、準備を進めているところでございます。

次に、防災備蓄倉庫内の物品、食品の備蓄量につきましては、アルファ米、調理不要米、飲料水及びミルク等の食料品や発電機、投光器等の資機材を整備しております。

食料につきましては、平成14年3月に公表されました愛媛県地震被害想定調査に基づき、住まいが全壊し、御自身の備蓄食料等が持ち出せないことが想定される避難者1万1,961人に対して1食分を備蓄しておりますが、今年度より、平成25年12月に公表された、愛媛県地震被害想定調査に基づき、住まいが全壊することが想定される避難者1万4,680人に対し、2食分の2万9,360食を5年間で計画的に整備することといたしております。

次に、防災備蓄倉庫内の防災備品や物品、食品は誰のために備蓄しているのかにつきましては、市内で被災された避難者全体で共有するものと考えております。

しかしながら、市の備蓄物資には限りがございますことから、災害時の備えとして、各御家庭において必要な食料や生活必需品をあらかじめ備えていただくことが重要となります。

市といたしましても、防災訓練や啓発活動などあらゆる機会を通じて、家庭での備蓄の重要性について周知を図ってまいります。

○議長（田窪秀道） 大條雅久議員。

○23番（大條雅久）（登壇） 御答弁ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。